- 原告Aの被告東京拘置所長に対する訴えを却下する。
- 原告らの被告国に対する請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告らの負担とする。
- 0 事実
- 当事者の求めた裁判
- 原告らの請求の趣旨
- 被告東京拘置所長(以下「被告所長」という。)が、原告Aに対し、昭和六二 1
- 年四月二三日付けでした書籍「ニーチェ」の閲読不許可処分を取り消す。 2 被告国は、原告Aに対して三五万円、同Bに対して一五万円、同Cに対して一 〇万円、同Dに対して一五万円、同Eに対して一五万円、同Fに対して二〇万円を、また、各原告に対してそれぞれ右の各金員に対する昭和六二年九月二日(ただ し、原告Fに対する関係では同年――月―日)から各支払済みに至るまで年五分の 割合による金員を、それぞれ支払え。
- 訴訟費用は被告らの負担とする。 3
- 4 仮執行宣言
- 請求の趣旨に対する答弁
- 本案前の答弁
- 原告Aの後記請求原因記載の本件不許可処分の違法を理由に被告国に対し て損害賠償を求める訴え及び同Fの被告国に対する訴えを除き、原告らの被告らに 対するその余の訴えをいずれも却下する。
- 訴訟費用は原告らの負担とする。
- 2 本案に対する答弁
 (一) 原告らの請求を棄却する。
- (<u>—</u>) 訴訟費用は原告らの負担とする。
- 担保を条件とする仮執行免脱宣言
- 当事者の主張
- 原告らの請求原因
- 原告らの地位等

原告Aは、昭和五七年九月二二日から、Gは、昭和五〇年七月一六日から、いずれも刑事被告人として東京拘置所に収容されていた者である。なお、Gについては、同六二年三月二四日に無期懲役刑の判決が確定し、四月二八日から同拘置所におい て右懲役刑を受刑中である。

原告B、同C、同D及び同Eは、いずれも東京拘置所に在監中の刑事被告人等の支 援を目的として結成された「Gさんを支える会」(以下「支える会」という。)の 構成員であり、通信誌の編集発行等の支える会の活動に従事している者である。 原告下は、昭和六一年一月二七日に婚姻の届出をしたGの妻である。

- 被告らの不法行為等
- 「ニーチェ」の閲読不許可処分 昭和六二年四月二〇日、原告Fは、東京拘置所在監中のG及び原告Aに対 (1) して書籍「ニーチェ」(岩波新書)を差し入れた。

これに対し、被告所長は、G及び原告Aに対し、右書籍の内容中のドイツ語による 記載部分二箇所計一六行について翻訳料を支払うのでなければ、右の部分を抹消し ない形での右書籍の交付をしないとの告知をし、右両名が右翻訳料の支払に同意しなかったところ、同年四月二三日、右両名に対し、右書籍の閲読を不許可としこれを領置するとの処分(以下「本件不許可処分」という。)を行った。

しかし、拘置所の在監者に対しても、憲法一九条の保障する思想及び良心 の自由の一内容としての図書購読の自由が認められるべきであり、その図書を閲読 の日田の「内谷としての図音網読の日田が認められるべきであり、その図音を阅読させることが拘置所における拘禁及び戒護上の危険を招くことが明らかであるという場合でない限り、図書の閲読を不許可とすることは許されないものというべきである。ところが、右図書の閲読については、何ら右のような事情は認められない。また、そもそも在監者の閲読する図書について検閲を行うことは、憲法二一条二項により許されないものというべきであり、更に、外国語の図書について、その翻訳料を在監書に負担させるべきは今上の担拠また左上ない。 料を在監者に負担させるべき法令上の根拠も存在しない。

したがって、被告所長のした本件不許可処分は、思想及び良心の自由を保障した憲 法一九条の規定、表現の自由を規定した憲法二一条の規定、学問の自由を保障した 憲法二三条の規定、国民の生存権を保障した憲法二五条の規定、財産権を保障した 憲法二九条等の規定に違反する違法なものである。

- 被告所長の違法な本件不許可処分によって、原告Aは多大の精神的苦痛を 被り、また、同Fは書籍の差し入れを通じての右両名との交流の機会を奪われ、特 に夫であるGとの間では、物品の差し入れという限られた方法によってしか行えな くなっている夫婦としての交流の機会を奪われることによって多大の精神的苦痛を 被ることとなった。これらの苦痛に対する慰藉料の額は、右原告両名について各二 〇万円を下らないというべきである。
- (二) 通信誌「むぐんふあ」一二号の記事抹消処分 (1) 昭和六一年七月一四日ころ、原告B、同D及び同Eは、同原告らが編集、 発行した支える会の通信誌「むぐんふあ」一二号を、 東京拘置所在監中のG及び原告Aに差し入れた。

これに対し、被告所長は、右通信誌の一〇ページ掲載の記事全文を抹消して、 を同年七月一六日にGに、同月一九日に原告Aに、それぞれ交付した(以下、被告

- 所長のした右処分を「本件抹消処分(一)」という。)。 (2) しかし、この抹消処分も、前記の本件不許可処分と同様、憲法一九条、二一条、二三条、二九条等の規定に違反する違法なものである。
- この被告所長の違法な抹消処分によって、原告A、同B、同D及び同E は、いずれも多大の精神的苦痛を被ったが、その苦痛に対する慰藉料の額は各五万 円を下らないものというべきである。
- (三) 通信誌「むぐんふあ」一八号の記事抹消処分 (1) 昭和六二年四月二〇日、原告B、同C、同D及び同Eは、原告Fに委託して、前同様の通信誌「むぐんふあ」一八号を、東京拘置所在監中のG及び原告Aに 差し入れた。

これに対し、被告所長は、右通信誌の四ページ下半分掲載の記事を抹消して、これを同年四月二二日に原告Aに、同月二三日にGに、それぞれ交付した(以下、被告 所長のした右処分を「本件抹消処分(二)」という。)

- しかし、この抹消処分も、前記の本件不許可処分と同様、憲法一九条、二 三条、二九条等の規定に違反する違法なものである。 一条、
- (3) この被告所長の違法な抹消処分によって、原告A、同B、同C、同D及び同Eは、いずれも多大の精神的苦痛を被ったが、その苦痛に対する慰藉料の額は、 各五万円を下らないものというべきである。
 - 信書の発送遅延
- (1) 被告所長は、Gが原告B宛に昭和六一年一〇月二六日午前八時に出した信 書(葉書)の投函を同月二七日まで、同C宛に同年一〇月六日午前八時に出した信 書の投函を同月七日まで、同D宛に同年一二月二六日午前八時に出した信書(葉 書)の投函を同月二七日まで、同日宛に同年一二月一五日午前八時に出した信書
- (葉書)の投函を同月一六日まで、それぞれ遅延させた。 また、被告所長は、原告Aが同B宛に昭和六一年一月一九日に出した信書の投函を 同月二一日まで、同区宛に同年一月一九日に速達で出した信書の投函を同月二〇日 まで、同D宛に同年四月一五日に出した信書(葉書)の投函を同月一六日まで、そ れぞれ遅延させた。(以下、
- これらの信書の投函を「本件信書の発送」という。)
- 東京拘置所においては、午前中に受け付けた信書については、午前中に検 関を終えて昼過ぎにはこれを投函、発送し、午後三時の発信締切時間までに受け付けた信書については、その日の夕方までに検閲を終えてこれを投函、発送するという扱いになっており、現に他の在監者の出した信書については、そのような方法に よる発送が行われている。
- したがって、被告所長による原告A及びGの信書の発送の右のような遅延は、右両 名のみを不利益に扱う差別待遇であり、監獄法施行規則一三六条に違反するばかり でなく、憲法一一条、一三条、一四条、一九条、二一条等の規定に違反する違法な ものである。
- (3) 被告所長のこの違法な信書の発送の遅延によって、原告A、同B、同C、同D及び同Eは、いずれも多大の精神的苦痛を被ったが、その苦痛に対する慰藉料 の額は、各五万円を下らないものというべきである。
- 3 原告らの請求 よって、原告Aは、被告所長に対し、本件不許可処分の取消しを求め、また、各原 告らは、被告国に対し、国家賠償として、前記の各慰謝料とこれに対するいずれも 本件訴状送達の日の翌日から支払済みまでの間の年五分の割合による遅延損害金の 支払いを求める。

- 被告らの本案前の主張
- 被告所長に対して本件不許可処分の取消しを求める訴えの適否

拘置所在監者に対する図書閲読不許可処分の法的効果は、監獄の長とその監獄の在 監者という身分関係の上においてのみ成立、存在するものであり、移監その他の理由により右のような身分関係が消滅すれば、当然にその効力は失われるものであ

る。 ところが、原告Aは、平成二年五月三一日に東京拘置所から岐阜刑務所に移監さ ところが、原告Aは、平成二年五月三一日に東京拘置所から岐阜刑務所に移監さ れ、同原告について、被告所長とその監獄の在監者という身分関係は消滅するに至った。そうすると、これによって本件不許可処分の効力も失われるに至ったものと いうべきであるから、現時点において被告所長に対して本件不許可処分の取消しを 求める同原告の本件訴えは、訴えの利益を欠く不適法なものとして、却下されるべ きである。

被告国に対して損害賠償の支払いを求める訴えの適否

本件では、行政処分の取消訴訟に原告Fを除くその余の原告らの被告国に対する損 害賠償請求訴訟が併合して提起されたものであるが、右のような形での訴えの併合 提起が許されるためには、両者の請求に関連性があることに加えて、当該行政処分 の取消訴訟が、その訴え提起の時点において適法なものであることが必要である。 ところで、本件では、被告所長に対して本件不許可処分の取消しを求める行政処分 の取消訴訟のうち、右訴え提起の時点で適法であったのが原告Aの訴えのみである ことは、前記のとおりである。しかも、右原告らの被告国に対する損害賠償請求の うち、右原告Aの本件不許可処分の取消しを求める請求と関連性を有するのは、同 原告が右不許可処分の違法を理由として被告国に対して損害賠償を求める請求だけであり、その余の請求がいずれも右取消請求と関連性を有しないものであること は、原告らの主張内容からして明らかである。

そうすると、原告らの被告国に対する各損害賠償請求の訴えのうち、原告Aの本件 不許可処分の違法を理由とする訴えの部分及び同Fの訴えを除くその余の訴えは、 いずれも不適法なものとして、却下されるべきである。

- 請求原因に対する被告の認否
- 請求の原因1の事実中、原告A及びGに関する部分は認めるが、その余の原告 に関する部分は知らない。
- 同2の(一)の事実中、(1)の事実は認めるが、(2)から(4)までの主 張は争う。
- 同2の(二)の(1)の事実中、昭和六二年七月一五日にGに対し、同月一六 日に原告Aに対し、それぞれ通信誌「むぐんふあ」一二号が日から郵送で差し入れ られたこと、被告所長が、その一〇ページに記載された記事一箇所を抹消した上、 Gには同月一七日、原告Aには同月一九日に、それぞれ右通信誌を交付したことは 認めるが、その余は知らない。
- 同(2)及び(3)の主張は争う。
- 4 同2の(三)の事実中、(1)の事実は認める。ただし、原告Fが右通信誌を 差し入れたのは、昭和六二年四月一七日である。
- 同(2)及び(3)の主張は争う。
- 同2の(四)の(1)の事実中、原告ら主張の各期日にG及び原告Aが信書の 発信を出願し、これを被告所長が原告ら主張の各期日に投函したことは認める。た だし、昭和六一年一〇月二七日に原告B宛に投函されたGの信書の発信の出願日は同月二五日である。その余の事実は争う。同(2)及び(3)の主張は争う。
- 本件不許可処分の経緯等に関する被告らの主張
- 未決勾留者の図書閲読の自由等に対する制限の許容性
- 未決勾留は、刑事訴訟法の規定に基づき、逃亡又は罪証隠滅の防止を目的 (-)被疑者又は被告人の居住を監獄内に制限する措置であるから、勾留による 被拘禁者は、その限度で身体的行動の自由を制限されるのみならず、右のような勾留の目的達成のために必要かつ合理的な範囲において、その他の行為の自由をも制 限されることを免れないものというべきである。

また、監獄が多数の在監者を外部から隔離して収容する施設であり、そこでは、限 られた設備、職員で在監者を集団として管理していかなければならず、その管理運 用に当たって在監者が平穏かつ円滑に所内での生活を営んでいけるように内部の規 律及び秩序を維持していく必要があることからすれば、そのために必要かつ合理的 な範囲において、在監者の身体的行動の自由やその他の自由に対する一定の制限が

加えられることも、当然のことといわなければならない。 すなわち、未決勾留により監獄に拘禁されている者については、図書等の閲読、信 物品の授受等について、右のような勾留の目的の達成や施設内の規律及 び秩序の維持のために必要とされる限度で、一定の制限を受けることもやむを得な いものとされているのであり、そのような観点から、監獄の長が在監者の図書の閲 読等を許可するか否かの判断を行う前提として、その図書等の検閲を行うことも、 憲法上当然に許容されているものといわなければならない。

(二) 在監者の図書の閲読については、監獄法三一条及び同法施行規則八六条の 規定に基づく「収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規程」(昭和四一年一二月 一三日矯正甲第一三〇七号法務大臣訓令。以下「取扱規程」という。)及び「収容 者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規程の運用について」(昭和四一年一二月二〇日矯正甲第一三三〇号矯正局長依命通達。以下「運用通達」という。)により、 「罪証隠滅に資するおそれのないもの」、「身柄の確保を阻害するおそれのないも の」及び「紀律を害するおそれのないもの」の三要件を充たすものについて、その 閲読を許可することができるものと定められている(取扱規程三条一項、運用通達 記の二の1の(一))。また、右三要件に該当しない文書図画は閲読を許可できな いこととなっているが、文書図画全体を一律に閲読できないとすることは妥当でな く、できるだけ閲読を許すように配慮すべきであるとの観点から、支障となる部分 を抹消又は削除して閲読を許すことができるものとされている(取扱規程三条五 項、運用通達記の二の2)。

二、外国語の図書については、翻訳を介しなければ右閲読許可基準に合致する図 書であるかどうかの判断ができないことから、「外国文の看読書籍の翻訳料について」(昭和三六年八月一八日矯正甲第七一八号矯正局長通牒・以下「通謀」とい う。)において、在監者の自弁又は差入れに係る外国語の図書の検閲のための翻訳 費用は、すべて本人に負担させるべきであり、本人に費用を負担する能力がなく、 又はその負担に応じない場合には、その図書の閲読を不許可として差し支えないも のとされている。

原告A及びGの行状等

原告A及びGは、いずれも、海外進出企業等に対して爆弾による爆破闘争を行うことを企図する「東アジア反日武装戦線」と称する団体の構成員で、昭和五〇年二月 八日に発生した間組本社ビル爆破等のいわゆる連続企業爆破事件の被疑者として 警視庁に逮捕され、その後爆発物取締罰則違反及び殺人未遂の罪によって起訴さ れ、原告ら主張のとおりいずれも刑事被告人として東京拘置所に収容されるに至っ た。

Gは、東京拘置所の在監者の一部によって組織された監獄の解体等を標傍する「獄 中者組合」等と称する組織の会員であり、これらの組織に加入している他の在監者 及び外部の支援者らとともに、いわゆる対監獄闘争を行い、その闘争の一環として、東京拘置所に収容された昭和五〇年七月一六日から無期懲役刑が確定して宮城 刑務所に移送される同六二年六月三〇日までの間に繰り返し大声、職員傷害等の規 律違反行為を行い、懲罰を科されていた者である。

また、原告Aも、右「獄中者組合」等の組織の会員であり、Gと同様にいわゆる対 監獄闘争を行い、その一環として、東京拘置所に収容された昭和五七年九月二 から懲役一八年の刑が確定して岐阜刑務所に移送される平成二年五月三一日までの 間に、繰り返し大声、ハンスト等の規律違反行為を行って、懲罰を科されていた者 である。

3 書籍「ニーチェ」の閲読不許可処分(本件不許可処分)の正当性 昭和六二年四月二〇日に原告FからG及び原告Aに差し入れられた書籍「ニーチ エ」について、東京拘置所でその内容を審査したところ、その中にドイツ語で記載 された文章を写した写真が二枚あり、そのドイツ語文の翻訳をしないとその内容が 分からず、右書籍が前記のような基準に照らして閲読を許可できるものか否かの判断ができなかった。

そこで、同所では、当該写真の中に記載された計一六行のドイツ語文の翻訳を右両 名が自費で行うかその部分の抹消に応じなければ、右図書の閲読を許可しないこと とし、Gには同月二一日、原告Aには同月二二日、その旨を告知した。ところが、 右両名は、その部分の自費翻訳と抹消のいずれにも応じなかったため、東京拘置所 では、右書籍の閲読を許可せず、これを右両名の領置物として領置したのである。 したがって、被告所長のした本件不許可処分には、何ら違法不当な点はない。

通信誌「むぐんふあ」一二号の記事抹消処分の正当性

Hから、Gに対して昭和六二年七月一五日に、原告Aに対して同月一六日に、それぞれ差し入れられた通信誌「むぐんふあ」一二号について、東京拘置所でその内容を審査したところ、その一〇ページにペルーにおける監獄暴動についての記述があ り、その内容が、暴動により四〇〇人ものゲリラが殺害されたこと、施設内でゲリ ラが小社会を形成し、中庭に指導者の旗を掲げていたこと等の、行刑施設内におけ る規律及び秩序を否定するようなものであり、その記事を右G及び原告Aに閲読させることは、同人らの前記のような行状に照らして、東京拘置所の管理運営上支障 があるものと判断された。

そこで、同所では、右の部分の閲読を許可しないこととし、Gには同月一七日、原 告Aには同月一九日、それぞれ右部分を抹消した上で、右通信誌を交付したもので

したがって、被告所長のした右抹消処分には、何ら違法不当な点はない。

通信誌「むぐんふあ」一八号の記事抹消処分の正当性

昭和六二年四月一七日に原告FからG及び原告Aに差し入れられた通信誌「むぐん ふあ」一八号について、東京拘置所でその内容を審査したところ、その四ページ目 に、同月四日にGらの外部支援団体である獄中者組合の組合員らがシュプレヒコー ルを繰り返しながら、デモをした状況を記載した「4・4集中面会・対東拘闘争の こと」と題する文章が掲載されていた。東京拘置所では、昭和四〇年代から五〇年 代にかけて、獄中者及び獄外の支援者が相呼応して行う過激な対監獄闘争により、 施設の運営管理に多大の支障と影響を受けてきた。本件当時、獄中者らの規律違反 施設の連営管理に多人の文障と影響を受けてきた。本件当時、獄中省らの規律違反 行為等の件数は減少していたものの、右の記事を右G及び原告Aに閲読させること は、獄中者らの前記のような従前の行状等に照らして、獄中者組合の同拘置所に対 する抗議行動に同人らが同調して規律違反行為を再燃化させる契機となることが予 測され、東京拘置所の管理運営出支障があるものと判断された。

そこで、同所では、右の部分の閲読を許可しないこととし、Gには同月二二日、原 告Aには同月二三日、それぞれ右の部分を抹消した上で、右通信誌を交付したもの である。

したがって、被告所長のした右抹消処分には、何ら違法不当な点はない。 6 信書の発送手続の正当性

G及び原告Aの発信出願に係る各信書については、いずれもその出願の翌日又は翌 々日には投函が行われている。

在監者の信書の発受については、監獄法五〇条及び同法施行規則一三〇条一項によ り、検閲を行うべきこととされているが、東京拘置所では、在監者からの信書の発 信出願を受け付けるのは原則として平日の午前八時から午後三時までの間としてお り、信書の検閲を担当する書信係の検閲業務は、可能な限りその日の内に終わらせ るようにしている。ただ、特に外部交通の状況に注意を要する在監者の信書や、書 信係での検閲の結果、記載内容に支障があり削除、抹消等の制限をする必要があると認められた信書については、その他の信書の場合にはその投函が出願の当日に行 われる例が多いのに対して、その投函が出願の翌日になる例が多くなっているが、 これは上位の職員の決裁が必要となるためであって、やむを得ないことである。本件の各信書は、いずれもその発信出願後右のような信書の検閲に要する合理的か つ相当な範囲の期間内に投函されており、その手続については、何ら違法不当な点

はないものというべきである。

第三 証拠(省略)

〇 理由

本案前の主張に対する判断

被告所長に対して本件不許可処分の取消しを求める訴えの適否

原告Aが昭和五七年九月二二日から刑事被告人として東京拘置所に収容されていた こと、被告所長が昭和六二年四月二三日に原告Aに対し本件不許可処分をしたこと については、当事者間に争いがない。

ところで、証人Iの証言、原告Aの本人尋問の結果及び甲イ第一号証によれば、原告Aは、刑事裁判の確定に伴い、平成二年五月三一日、東京拘置所から岐阜刑務所 に移監されたことが認められる。

そもそも、在監者に対する図書閲読不許可処分は、監獄の長とその監獄の在監者と いう身分関係の上においてのみ成立するものであるから、移監により右の身分関係 が消滅すればその効力も消滅するものと解される。したがって、原告Aは、東京拘 置所から岐阜刑務所に移監されたことにより、本件不許可処分の取消しによって回 復すべき法律上の利益を欠くに至ったものというべきであるから、原告Aの本件不 許可処分の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠く不適法なものとして却下すべ きこととなる。

こことです。 二 被告国に対して損害賠償の支払いを求める訴えの適否

被告は、行政処分の取消請求訴訟に原告Fを除くその余の原告らの被告国に対する 損害賠償請求訴訟を併合して提起された昭和六二年(行ウ)第九五号事件につい て、右原告らの被告国に対する損害賠償請求訴訟のうち、原告Aの本件不許可処分 の違法を理由とする損害賠償請求訴訟を除くその余の損害賠償請求訴訟は、いずれ も不適法なものである等と主張する。

しかしながら、行政処分の取消請求訴訟と損害賠償請求訴訟とが併合して提起された場合において、当該損害賠償請求訴訟が行政事件訴訟法にいう関連請求の要件を欠いたり、あるいは、併合して提起された行政処分の取消請求訴訟が不適法であるとしても、当該損害賠償請求訴訟について独立に訴えの適法要件が備わっているときには、当該損害賠償請求の併合が右行政処分の取消請求と同一の訴訟手続内で審判されることを前提とし、専らこのような併合審判を受けることを目的としてされたものと認められるような特別な事情がある場合を除いては、このことによってものと認められるような特別な事情があるものとは認められない。

そうすると、本件損害賠償請求訴訟は適法なものというべきであり、また、当裁判所の管轄に属するものであるから、当裁判所としては、これを独立の訴えとして扱って、これに対する審理、判断を行うべきこととなる。

第二 被告国に対して損害賠償の支払いを求める訴えの当否

一 被告所長が原告らが主張する本件不許可処分、本件抹消処分(一)、同(二) 及び本件各信書の発送を行ったことについては、当事者間に争いがない。

二 そこで、未決拘禁者であるG及び原告Aに対して被告所長がしたこれらの処分 に違法な点があったか否かについて判断する。

1 未決勾留は、刑事訴訟法の規定に基づき、逃亡又は罪証湮滅の防止を目的として、被疑者又は被告人の住居を監獄内に限定するものであって、未決拘禁者にめての限度で身体的行動の自由を制限されるのみならず、勾留の目的を達成ことを免必要かつ合理的な範囲において、未決拘禁者についてもる。また、監獄内の規律及び秩序を維持し、この面からを態を保持するために必要がある場合には、未決拘禁者についてあることはであるようなの他の行為の自由に一定の制限が加えられることにれるというべきであり、図書等の閲読の自由の保障にまたがあるには、未決拘禁者についた。これにかむを得の規定の趣旨、目的にも、一定の制限を受ける場合があるに対する別であるとしてものというべきである。そのような自由に対する別であるとしてものとしても認される別である。としてものとしても認される別と、これに加えられる具体的制限の態様及び程度を較量して判断するのが相当である。

しかも、未決拘禁者は、当該拘禁関係に伴う制約の範囲外においては、原則として一般市民としての自由を保障されるべき者であるから、監獄内の規律及び秩序の維持のために未決拘禁者の図書等の閲読の自由を制限する場合においてきであるが高いても、それは、右の目的を達するために真に必要と認められる限度にとどめられるべきであり、右の制限が許されるためには、当該閲読を許すことにより右の規律及び秩序が害される一般的、抽象的なおそれがあるというだけでは足りず、未決拘禁者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該図書等の内容その他の具体的事情のもとにおいて、その閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置できないて、その閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置できないて、その閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置できないて、その関読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置できないて、も、右の制限の程度は、右の障害発生防止のために必要かつ合理的な範囲にとめられるべきものと解するのが相当である。

そこで、このような観点に立って、被告所長のした前記各処分等に違法な点があったか否かについて検討する。

2 本件不許可処分について

(一) 在監者の図書等の閲読について、監獄法三一条二項は、在監者に対する図書等の閲読の自由を制限することができる旨を定めるとともに、制限の具体的内容を命令に委任しており、これに基づき、監獄法施行規則八六条は、その一項において、拘禁の目的に反せずかつ監獄の規律に害のないものに限りその閲読を許すとの

その許可基準を定め、更に二項において、監獄の管理運営上の観点からする閲読の制限措置を認めることとしている。また、この規定を受けた取扱規程及び運用通達は、「罪証湮滅に資するおそれのないもの」、「身柄の確保を阻害するおそれのな いもの」及び「規律を害するおそれのないもの」を未決拘禁者に閲読させる図書等 の要件として定め、更に、その具体的な運用基準をも設けている(取扱規程三条一 項、運用通達記二の1の(一))。そして、この要件に該当しない図書等は未決拘禁者に対しその閲読を許可できないこととされているが、このような図書等であっても、所長において適当であると認めるときは、支障となる部分を抹消し、又は、切り取った上、閲読を許すことができるものとされている(取扱規程三条五項、運 用通達記の二の2)。また、外国語の図書等については、通謀において、在監者の 自弁又は差入れにかかる外国語の図書につき、その検閲のため翻訳に要する費用は すべて本人に負担させるべきであり、その費用を負担する能力がなく、又は、その 負担を肯ぜないときは、図書の検閲ができないから、その閲読を不許可として差し 支えないものと定めている。

この点について、原告らは、そもそも在監者の閲読する図書について検閲を行うことは、検閲を禁じた憲法二一条二項の規定に違反して許されず、更に、外国語の図書についてその翻訳料を在監者に負担させるべき話令上の根拠がないと主張する。 しかしながら、前記のとおり、在監者の図書等の閲読の自由が一定の合理的制限を 受けることはやむを得ないものといわなければならないし、監獄法自体が在監者の 図書等の閲読を不許可とする場合があることを容認している以上、閲読の許否を決するために事前に図書等の内容を検閲することも、その内容と方法が合理的なものである限り、当然の前提として容認されているものといわざるを得ない。また、図書等の閲読の許否を決するためには、図書等の内容の審査をする必要があるが、以下である関連の場合には、図書等の内容の審査をする必要がある。

るが、外国語の図書の場合には翻訳を経ないとその審査ができないこともいうまで もないところである。前記通諜の定めは、このような場合の措置について定めるも のであり、監獄法三一条二項を受けて、監獄の管理運営上の必要からする図書等の 閲読の制限について定める監獄法施行規則八六条二項を根拠としその細目を定めた ものと解することができるから、法令上の根拠を有するものというべきである。 したがって、これらの点に関する原告らの右主張は採用できない。

- 本件不許可処分が行われるに至った経緯等については、前記認定事実に加証人Iの証言、原告Aの本人尋問の結果、甲イ第一号証、乙第一九号証及び 適宜該当箇所に掲記する書証によれば、次の事実が認められる。
- 昭和六二年四月二〇日、原告FがG及び原告Aに対して、単行本「ニーチ (岩波新書) 各一冊を差し入れたため、東京拘置所の係官がその内容を審査し たところ、右図書中にドイツ語で記載された文章を写した写真が二葉あった(いず れもニーチェの自筆の草稿の写真であり、「カへの意志」の草稿 (甲木第三号証の 二) 及び「ツアラトウストラはこう言った」の草稿 (同号証の三) に関するもので ある。)
- (2) 東京拘置所においては、外国語の図書の閲読については、前記通諜に従っ た運用をしていたが、更に、取扱規程三条五項の趣旨を踏まえ、記載が外国語によ るため審査できない箇所が図書の一部である場合には、自費翻訳に応じない場合で あっても、在監者が当該箇所の削除又は抹消に応じれば、その部分を削除又は抹消したうえで、その閲読を許可する取扱いをしていた。
- 被告所長は、前記図書中のドイツ語で記載された箇所について、翻訳をし ないとその内容が分からず閲読の許否のための審査ができないとして、G及び原告 Aに対し、右箇所の翻訳を自費で行うか又は右箇所の抹消に応じなければその閲読 を許可しない旨を決定し、Gには昭和六二年四月二一日に、原告Aには同年四月二 二日に、それぞれその旨を告知した。
- しかし、G及び原告Aは、自費翻訳及び抹消のいずれにも応じなかったため、被告
- 所長は前記図書の閲読を不許可とした。 (4) なお、Gは本件不許可処分に先立ち同一の図書を自費で別途購入した際に前記と同一箇所の抹消に同意してこれを閲読しており、また、原告Aも昭和六二年 五月二八日に原告Fから再度差し入れられた同一の書籍について同一箇所の抹消に 同意してこれを閲読するに至っている。
- 右認定事実によれば、被告所長は、前記図書中にドイツ語で記載された箇 (Ξ) 所があり、この箇所を翻訳しなければその内容の審査ができないことから、従来東 京拘置所で行ってきた前記通諜等に基づく運用に従い、G及び原告Aに対し、当該 箇所の自費翻訳又は抹消に応じる意思があるか否かを確認し、同人らがこれに応じ

なかったことから、本件不許可処分を行ったものであることが認められる。ところで、未決拘禁者に対する図書の閲読の許否を判断する前提として、その閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置できない程度の障害が生じる蓋然性が存するか否かを判断するため、図書の内容を審査する必要があり、更に、その図書に外国語で記載された箇所があるときには、これを翻訳しなければその内容の審査ができないことは前記のとおりであるから、G及び原告Aが前記図書中のドイツ語で記載された箇所について翻訳料を負担しないため翻訳ができずその内容の審査ができないことを理由に、被告所長が、前記通諜等に基づく東京拘置所における一般的運用に従い、前記図書の閲読を不許可としたことは、やむを得ない措置であったと考えられる。

もっとも、確かに前記図書は、広く市販されているいわゆる新書本であり、ドイツ語で記載された箇所も二一チェの著名な著作の自筆による草稿の写真であることからすると、前記図書の全体的内容、当該箇所の体裁等からみて、当該箇所の記載内の規律等を具体的に害するおそれがないものであることは自ずからいるが監獄内の規律等を具体的に害するおそれがないものであることは自ずからいたものとも考えられるところであり、被告所長のした本件不許可処分はいる従来の運用に従った取扱いであり、また、前記通諜の定めるところを厳格に順守る従来の運用に従った取扱いであり、また、前記通諜の定めるところを厳格に順守してなされた措置であることからすると、本件不許可処分を行うについて、被告所表に、未決拘禁者の図書等の閲覧に関する事務を担当する監獄の長として通常要される職務上の法的義務に違背するところがあったとまですることは困難なものといわざるを得ない。

いわざるを得ない。 そうすると、被告所長のした本件不許可処分が憲法一九条、二一条、二三条、二五条、二九条等の規定に違反する違法な処分であるとして損害賠償の支払いを求める原告A及び同Fの請求は、いずれも理由がないものというべきである。 3 本件抹消処分(一)について

- (一) 本件抹消処分(一)が行われるに至った経緯等については、前記認定事実に加えて、証人Iの証言、原告Aの本人尋問の結果、乙第一九号証及び適宜該当箇所に掲記する書証によれば、次の事実が認められる。
- (1) 日から、昭和六一年七月一五日にGに対し、同月一六日に原告Aに対し、それぞれパンフレット「むぐんふあNo 12」各一部が差し入れられた。東京拘置所の係官がその内容を審査したところ、右パンフレットの一〇ページに「ペルー監獄反乱の背景」と題する記事が掲載されており、その内容は、同年六月にペルーで刑務所暴動があり四〇〇人ものゲリラが殺害されたと伝えられていること、ペルーの刑務所においてゲリラが小社会を形成し、施設の中庭にゲリラ組織の旗を掲げ、指導者を讃える歌を歌う等の房内活動をしていること、右ゲリラ組織が極めて過激な活動をしていること等を紹介するものであった(甲本第二号証の二)
- 過激な活動をしていること等を紹介するものであった(甲木第二号証の二)。 (2) そこで、被告所長は、右記事の内容は行刑施設の規律及び秩序を否定する ものであって、これを同原告らに閲読させると東京拘置所の管理運営上支障を生じ るものであると判断し、当該箇所の閲読は認めないこととし、Gには同月一七日 に、原告Aには同月一九日に、それぞれ当該箇所を抹消の上、これを交付した(甲 木第二号証の一)。
- (二) 右認定事実によれば、右「むぐんふあNo. 12」の「ペルー監獄反乱の背景」と題する記事は、外国の刑務所における暴動という刑務事故及びこれと密接な関係を持つ過激なゲリラ組織の活動という刑務所という行刑施設の管理運営自体を否定するような動向を具体的に伝えるものであり、その内容からして、同原告らにその閲読を許すことによって監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生じる蓋然性があるとした被告所長の判断には、合理性があるものと考えられる。
- そうすると、被告所長がした右パンフレットの当該箇所を抹消した本件抹消処分 (一)には合理的な根拠があり、かつ、右の該当箇所の抹消という措置も障害発生 防止のために必要かつ合理的な措置であるというべきであるから、これを適法なも のとして是認すべきことは明らかである。
- したがって、被告所長の本件抹消処分(一)が憲法一九条、二一条、二三条、二九条等の規定に違反する違法な処分であるとして損害賠償の支払いを求める原告A、同B、同D及び同Eの各請求は、いずれも理由がないものというべきである。 4 本件抹消処分(二)について
- (一) 本件抹消処分(二)が行われるに至った経緯等については、前記認定事実に加えて、I証人の証言、乙第一九号証及び適宜該当箇所に掲記する書証によれ

ば、次の事実が認められる。

昭和六二年四月一七日、原告Fから、G及び原告Aに対し、パンフレット 「むぐんふあNo.18」が各一部差し入れられた。東京拘置所の係官がこれを審 査したところ、右パンフレットの四ページに「4・4集中面会・対東拘闘争のこ と」と題する記事が掲載されており、その内容は、同年四月四日、原告Aらの外部 支援団体である獄中者組合の組合員らが、同拘置所前で横断幕等を用意し、ハンド マイクを用いて同拘置所に対する抗議行動を行ったこと、引き続き右組合員らが 「死刑廃止!弾圧粉砕!」等とシュプレビコールをしながらデモ行進をしたこと等 の、同拘置所に対する獄外闘争の状況を伝えるものであった(甲第六号証の二 _) 被告所長は、G及び原告Aが、対監獄闘争を標榜する統一獄中者組合の中 (2) 心的メンバーであり、これまで様々な不服申立て行為、規律違反行為等の闘争行為 を重ねてきていたこと、右の記事の内容が原告Aらの対監獄闘争を鼓舞する内容のものと認められること等の事情に照らし、原告Aらに右記事の閲読を認めた場合、 原告Aらの獄内における対監獄闘争を再燃させ、同拘置所の規律及び秩序に対する 侵害行為を引き起こすおそれが強いと判断し、右記事の箇所の閲読を認めないこと とし、同月二三日、当該箇所を抹消の上、原告Aらにこれを交付した(甲ホ第六号 証の一)

(二) 前記のとおり、図書等の閲読の自由に対する制限が是認されるかどうかは、未決勾留の目的のために制限が必要とされる程度と、制限される自由のと及び性質、具体的制限の態様及び程度等を較量して判断するに当たって解される当該であるが、このような制限措置の当否を具体的に判断するに当たっては、当まとのであるが、このような制限措置が必要と認内における規律及び秩序の維持に放置することであるが存するか否か、これを防止するためにどのような内容、程度の制限措置が必要と認められるかについて、監獄内の実情に通じ、できないをの職務に当たる監獄の長による具体的状況のもとにおける裁量的判断に言いるとの職務に当たる監獄の長による具体的状況のもとにおける裁量的判断に言いるとはいるとしたがあるとしたがあるとしたがあるとしたがあるとした判断に合理性が認められる限り、監獄の長の右措置は適法として是認すべきものと解するのが相当である。

して是認すべきものと解するのが相当である。 そこで、右のような観点との関連で、被告所長が本件抹消処分(二)を行うに当たり考慮したと考えられる具体的事情について更に詳細にみると、証人Iの証言、乙 第一九号証及び適宜該当箇所に掲記する書証によれば、次の事実が認められる。 対監獄闘争は、昭和四〇年代ころから、いわゆる過激派の大量検挙を契機 救援連絡センター、獄中者生活組合、獄中者組合等と称する団体による組 織的な活動として行われるようになり、昭和五〇年ころ、東アジア反日武装戦線を 救援する会が獄中者組合の主導権を取ってからは、監獄解体を目指す等の過激なスローガンを掲げ、監獄の内外で連絡を取り合って活発な活動が行われるようになっ この間、東京拘置所においても、獄外では、面会、信書の授受、差入れ等の外 部交通手段による被拘禁者への働き掛けのほか、施設に対するデモ、拡声器を使用 しての被拘禁者に対する呼び掛け、集中面会等の施設に対する直接行動等の活動が 行われ、獄内では、被拘禁者相互の信書の交換等による働き掛け、居房におけるシ ュプレヒコール、点検拒否、ハンガーストライキ、房扉乱打等の職務執行妨害行 為、訴訟、告発等の乱発、所長面接の呼び掛け等の活動が行われ、これらの非合法 的な行為あるいはそれ自体は合法的な行為により、収容施設の機能の低下、絶えず これらの活動に対する対応を迫られる職員の勤労意欲の低下等を生じ、施設の管理 運営に多大の支障や影響を与えてきていた。(乙第四ないし第八号証、同第九、第 −○号証の各−、二、同第−−ないし第−四号証、同第−五号証の−、二、同第− 六号証の一ないし四)

(2) G及び原告Aは、いわゆる過激派である東アジア反日武装戦線の構成員で、昭和五〇年に起きた間組本社爆破等のいわゆる連続企業爆破事件の被疑者として逮捕され、その後爆発物取締罰則規則違反、殺人未遂等により起訴され、東京拘置所に勾留されていた者であるが、対監獄闘争を目指す団体である「獄中者組合」等の会員として、活発な活動を行っていた。

Gにおいては、東京拘置所に収容された昭和五〇年秋ころから本件当時まで訴訟、 告訴、法務大臣に対する情願等の不服申立てを頻繁に行い、昭和五七年末頃までは 点検拒否、指示違反、器物損壊等の規則違反行為を繰り返していた。また、昭和五 六年頃には、右共同訴訟人の会の規約起草私案を作成するなど対監獄闘争の中心的 な役割を果たし、その後も「氾濫ニュース」等の対監獄闘争に関する通信誌におい て獄中闘争の呼び掛けを行う等の活動をしていた。(乙第一八号証の二)原告Aにおいては、同拘置所に収容された昭和五七年夏ころから所長面接、告訴、訴訟等の不服申立てを頻繁に行い、昭和六〇年秋ころまでは居房内で反日戦線の解放等を求める大声を出したり、ハンガーストライキをする等の規律違反行為を行っていた。また、その後も「氾濫ニュース」等の通信誌において獄中越年闘争の呼び掛けを行う等の活動を行っていた。(甲第九号証、乙第一八号証の一、二)他方、獄外においても、前記のような対監獄闘争に係る各種活動が行われてきており、昭和六一年から同六二年にかけての本件当時には、昭和五〇年代に比べその活動が沈静化してはきたものの、依然として東京拘置所に対し集中面会、抗議集会等の活動がしばしば行われていた。(乙第一七号証の一、二)

- (3) すなわち、東京拘置所においては、昭和四〇年代から同五〇年代にかけて極めて過激な方針に基づく激しい対監獄闘争が行われ、拘置所の管理運営に現に多大の支障と影響が生じたという事実があったが、その後拘置所側での管理態勢の強化が図られたこともあって、本件当時には、右の時期に比べると対監獄闘争は幾分沈静化する傾向をみせており、G及び原告Aの獄中における活動においても特に著な規律違反行動は見られなくなっていた。しかしながら、本件当時においても、高原告らは、それ自体は合法的な各種の不服申立て行為を頻発し、獄外活動家等に対し対監獄闘争の呼び掛けをする等の活動を続けており、他方、獄外活動家も依然として拘置所に対する各種の抗議行動を継続している状況であった。
- (4) 前記「むぐんふあNo. 18」の記事自体は、獄外活動家による東京拘置所に対する抗議行動の状況を若干の所感を加えつつ客観的に記述したものであり、積極的に対監獄闘争の推進を働き掛けるような内容のものとまではいえないものである。しかし、被告所長は、これまでの対監獄闘争の経緯に照らし、本件当時かなり沈静化してきたとはいえ、従前拘置所の運営に多大の支障と影響を与えてきた過激な対監獄闘争が再燃化することを懸念し、また、依然として獄外の活動家と密接な連絡を取りつつ対監獄闘争を続けているG及び原告Aの行状等を考慮し、右記事の内容が原告Aらの対監獄闘争を激励、鼓舞する働きをし、これが契機とないとの度東京拘置所の規律及び秩序に対する侵害行為が惹起される恐れなしとしないとの判断に立って、右箇所を抹消する処分をしたものである。
- (三) 右認定事実からすると、東京拘置所においては、獄中者組合による対監獄中者組合によるが多と、東京拘置所においては、獄中者組合による対監獄中者組合によるが多く、東京拘置所の支障が発生した事実があり、本件当時においても、なおその再発が懸念されるような状況が残っていたものと考えられるところである。このような状況を前提にして考えると、本件の記読されるられるところである。このような状況を前提にして考えると、本件の記読招であることが東京拘置所の規律及び秩序の維持上放置できないような時には、監獄内の合理性をあることにつながる恐れがあるとした被告所長の判断として、それなりの合理性を監査をの職務を担当する内置所の長としての判断として、それなりの合理性を監査できない面があったものと考えられる。そうすると、被告所長の右判断にものとして通常要求される職務上の法的義務に違背するところがあったものとは困難なものというべきである。
- したがって、被告所長のした本件抹消処分(二)が憲法一九条、二一条、二三条、 二九条等の規定に違反する違法な処分であるとして損害賠償の支払いを求める原告 A、同B、同C、同D及び同Eの各請求は、いずれも理由がないものというべきで ある。
- 5 本件各信書の発送について
- (一) 在監者の信書の発受について、監獄法四六条一項は「在監者には信書を発し又は之を受くることを許す」と、同法五〇条は「接見の立会、信書の検閲其他接見及び信書に関する制限は命令を以って之を定む」とそれぞれ規定し、これらの規定を受けて、監獄法施行規則一三〇条一項は「在監者の発受する信書は所長之を検閲す可し」と規定している。これらの規定からすると、拘禁関係の性質に伴う制に関する措置として、在監者の信書の発受は、監獄の長の許可に委ねられておりに関する措置として、在監者の信書の発受は、監獄の長の許可に委ねられておりに関する措置として、在監者の信書の発受は、監獄の長の許可に委ねられておりに書いた、直書の検閲の方法もその裁量に委ねられているものと解される。また、証人Iの証言及び乙第一九号証によれば、東京拘置所では、在監者の信書の発信出願を受け付けるのは原則として平日の午前八時から午後三時までの間とと、後閲を終えた信書は所定の決裁終了後に投函されるが、特に外部交通の状況に注意

を要する在監者の信書及び記載内容に支障があり抹消等の措置を要する信書につい

ては、書信係において上司の決裁を得たうえ投函する扱いが取られていたことが認められる。

(二) 請求原因2(四)(1)のとおり、G及び原告Aが各信書の発信の出願をし、被告所長が各信書の発送をしたことについては、当事者間に争いがない。(ただし、弁論の全趣旨により、Gの原告B宛の信書の出願日は、昭和六一年一〇月二六日であるものと認められる。)

右認定事実によれば、G及び原告Aの右各信書はいずれも出願日の翌日又は翌々日に投函されており、証人Iの証言によれば、原告Aらの右各信書の投函が出願日の翌日又は翌々日となったのは、被告所長において右原告らについては特に外部交通の状況に注意を要するものと判断し、その指示を受けた書信係において上位の職員の決裁を仰ぐ取扱いをしていたことから、その決裁のために前記の時間を要したことによるものであることが認められる。

右のとおり、本件信書の発送については、いずれも東京拘置所における被告所長の 裁量に基づく合理性を肯認できる取扱いに従った信書の検閲を行うために、右出願 から投函までに通常の処理に必要な時間を要したにすぎず、右取扱いは合理的かつ 相当なものというべきであり、何らG及び原告Aについてのみ不平等な特別の取扱 いをしたものとはいえないことが明らかであって、これに違法な点があったものと 認めることはできない。

そうすると、被告所長のした本件信書の発送が憲法一一条、一三条、一四条、一九条、二一条等の規定に違反する違法な処分であるとして損害賠償の支払いを求める原告A、同B、同C、同D及び同Eの各請求はいずれも理由がないものというべきである。

三 結局、被告所長の本件不許可処分、本件抹消処分(一)、(二)及び本件信書の発送に違法があるとして国家賠償法一条一項に基づいて被告国に対して損害賠償の支払いを求める原告らの訴えは、その余の点について判断するまでもなく理由がないから、いずれも失当な訴えとして棄却すべきこととなる。

(裁判官 涌井紀夫 小池 裕 近田正晴)